定期予防接種スケジュール（大津市）

R6.4改定

:接種対象期間
:※標準的な接種期間（数字は回数）

ワクチン名	種類	接種回数	接種対象期間	接種スケジュール	備考
ヒブ	不活化	初回免疫※3回 追加免疫1回	生後2か月から5歳の誕生日の1日前まで	①②③ 27日から56日までの間隔をおいて3回接種 ※生後7か月以上で開始する場合、回数が異なります ④ 3回目の接種から、7か月以上13か月までの間隔をおいて1回接種	1歳を超えてからの初回免疫の未接種分は、定期接種の対象外となります。この場合であっても、追加免疫は定期接種の対象となります。
小児用肺炎球菌	不活化	初回免疫※3回 追加免疫1回	生後2か月から5歳の誕生日の1日前まで	①②③ 27日以上の間隔をおいて3回接種 ※生後7か月以上で開始する場合、回数が異なります ④ 3回目の接種から60日以上の間隔をおいて、1歳以上で1回接種	初回免疫は2歳までに終了させることとし、それを超えた場合は定期接種の対象外となります。また、2回目の接種が1歳を超えた場合は、3回目は定期接種の対象外となります。この場合であっても、追加免疫は定期接種の対象となります。
B型肝炎	不活化	3回	1歳の誕生日の1日前まで	①② ③ 1回目の接種から27日以上の間隔をおいて2回目を接種後、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて3回目を接種	2回目の接種が遅れた場合であっても、2回目と3回目の接種は最低6日以上の間隔をおく必要があります。
五種混合	不活化	1期初回3回 1期追加1回	生後2か月から7歳6か月になる1日前まで	①②③ 20日から56日までの間隔をおいて3回接種 ④ 3回目の接種から1年以上1年6か月までの間隔をおいて1回接種	令和6年4月1日から、五種混合ワクチンが定期予防接種に加わりました。ただし、四種混合ワクチンで接種を開始した場合は、最後まで四種混合ワクチンとヒブワクチンでの接種となります。
四種混合	不活化	1期初回3回 1期追加1回	生後2か月から7歳6か月になる1日前まで	①②③ 20日から56日までの間隔をおいて3回接種 ④ 3回目の接種から1年以上1年6か月までの間隔をおいて1回接種	平成24年11月以降に生まれた方は、原則として四種混合ワクチンを接種します。なお、四種混合ワクチンを接種した場合、ポリオワクチンを接種する必要はありません。
ロタウイルス	生（経口）	2回（1価ワクチンの場合） 3回（5価ワクチンの場合）	出生6週0日後から出生24週0日後まで 出生6週0日後から出生32週0日後まで	①② 初回接種は出生14週6日後までにはじめる ※1価ワクチンまたは5価ワクチンのいずれか一方で規定回数を接種 ①②③	できるだけ出生14週6日までに接種をはじめてください。 どちらのワクチンも同等の効果があります。
BCG	生	1回	1歳の誕生日の1日前まで	①	生後すぐから受けられますが、標準的には生後5か月から8か月までの間に接種します。
麻しん風しん混合	生	第1期1回 第2期1回	1歳から2歳の誕生日の1日前まで 幼稚園年長相当年齢（小学校就学前の1年間）	① ①	2期の対象者には、個別通知のハガキを発送しています。接種時にハガキが必要となりますので、忘れずにお持ちください。
水痘	生	2回	1歳から3歳の誕生日の1日前まで	①② 6か月以上1年までの間隔をおいて2回接種	ワクチンを接種する前に水痘（みずぼうそう）の確定診断を受けた方は、定期接種の対象外となります。
日本脳炎	不活化	1期初回2回 1期追加1回	生後6か月から7歳6か月になる1日前まで	①② ③ 6日以上28日までの間隔をおいて2回目を接種後、おおむね1年の間隔をおいて1回接種	海外渡航等の理由で日本脳炎ワクチンを3歳未満で接種する場合、ワクチン量が半量となります。なお、ワクチン量により抗体価に差は生じないとされています。 平成19年4月2日から平成21年10月1日の間に生まれた方は9歳から13歳の誕生日の1日前まで不足分を定期接種として接種することができます。
		第2期1回	9歳から13歳の誕生日の1日前まで	① ①②③	平成19年4月1日までに生まれた方は、20歳の誕生日の1日前まで不足分を定期接種として接種することができます。
二種混合	不活化	1回	11歳から13歳の誕生日の1日前まで	① ①②③	小学6年生に個別通知のハガキを発送しています。接種時にハガキが必要となりますので、忘れずにお持ちください。
子宮頸がん	不活化	3回（2価・4価ワクチンの場合） 2回又は3回（9価ワクチンの場合）	小学6年生から高校1年生相当年齢（16歳となる年度の末日まで）の女性	使用するワクチンによって、接種スケジュールが異なります 2価：1回目の接種から1か月以上の間隔をおいて2回目を接種後、1回目から6か月以上かつ2回目から2か月半以上の間隔をおいて3回目を接種 4価：1回目の接種から2か月以上の間隔をおいて2回目を接種後、1回目から6か月以上の間隔をおいて3回目を接種 9価：・15歳になるまでに接種する場合・・・1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて2回目を接種 15歳になってから接種する場合・・・1回目の接種から2か月以上の間隔をおいて2回目を接種後、1回目から6か月以上の間隔をおいて3回目を接種 ①　① 又は② ②　③	平成25年6月から令和3年11月まで積極的接種勧奨を国の勧告に基づき差し控えておりました。 ※平成9年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方はキャッチアップ接種として、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに不足分を接種することができます。

※予防接種法で定められた接種対象期間とは別に、効果的に免疫を獲得するために「標準的な接種期間」が設定されています。接種対象期間内であればいつでも接種が受けられますが、なるべく標準的な期間に受けましょう。

・予防接種を受ける前に、大津市保健所が発行している予防接種手帳を確認してください。接種当日は、予診票及び接種券に必要事項（整理番号、接種者氏名、生年月日、住所、保護者氏名、電話番号など）を記入し、医療機関に提出してください。また、母子健康手帳を忘れずにお持ちください。

・別の種類の予防接種を受ける場合、注射生ワクチン（BCG、麻しん風しん、水痘）から注射生ワクチン（BCG、麻しん風しん、水痘）を接種する場合は27日以上の間隔をおく必要があります。

・予防接種についてのご質問やご相談については、大津市保健所保健予防課（077-526-6306）までご連絡ください。また、大津市ホームページにも予防接種についての情報を掲載していますので、ご覧ください。